

令和5年1月30日開催

令和4年度  
燕市農業委員会第10回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第10回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月30日(月曜日)  
午後1時30分～午後2時3分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第26号 農地転用事実確認願について

報告第27号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第56号 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第58号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第61号 農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

12番 山田 直子 13番 江口 保

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第10回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号12番 山田 直子 委員及び</p> <p>議席番号13番 江口 保 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第25号から第27号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第25号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号144番 中央通三丁目、他の田、計3筆、1,360.3㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号145番 吉田下中野字潟ノ内の田、1筆、83㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号146番 溝字堤外の畑、1筆、44㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号147番 佐善字岡野の田、1筆、461㎡、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号148番 下粟生津字潟、他の田、計8筆、16,916㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号149番 野本字村附、他の田、計4筆、9,084㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 150 番 野本字村附の田、1 筆、2,995 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 151 番 高木の田、1 筆、1,030 m<sup>2</sup>、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 152 番 砂子塚字浦田、他の田、計 11 筆、18,302 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 153 番 灰方字番匠田の田、1 筆、991 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 154 番 中川字中道上の田、計 2 筆、1,291 m<sup>2</sup>、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 155 番 小高字鎌江の田、計 2 筆、17 m<sup>2</sup>、用地買収に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 156 番 中島字下表の田、計 14 筆、1,800 m<sup>2</sup>、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 157 番 熊森の田、計 2 筆、3,084 m<sup>2</sup>、経営規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 26 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 柚木字小成の田、1 筆、510 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 6 号、令和 4 年 12 月 23 日であります。</p> <p>受付番号 7 番 柚木字小成の田、1 筆、510 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 7 号、令和 4 年 12 月 23 日であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 27 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 8 番 吉田神田町の田畑、計 3 筆、280 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 9 番 吉田本町字境の田、計 4 筆、2,689 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、雑種地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p>

事務局	説明は以上です。
議長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)
議長	ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。
議長	それでは、議案第56号「農地法第3条の規定による許可処分取消申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第56号「農地法3条の規定による許可処分取消申請について」であります。
事務局	受付番号2番 吉田法花堂字下岡田の田、1筆、976㎡、取消しの理由は「譲渡人の都合のため」。令和4年11月28日、燕農委第3708号で許可としたものです。位置図は議案資料の1頁をご覧ください。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る1月23日、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	1月23日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員12名による審査の結果、「農地法3条の規定による許可処分取消申請」1件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。
議長	次に議案第57号の審議となりますが、私に関係する案件が含まれるため、ここで議事の進行を本田職務代理と交代致します。

職務代理	<p>それでは、議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 24 番 中島字下表の田、計 14 筆、1,800 ㎡、契約内容は売買、対価は 10 ㎡あたり〇円。位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 25 番 吉田法花堂字大開、他の田、計 3 筆、7,311 ㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料の同じく 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 26 番 粟生津字山王の田、1 筆、1,141 ㎡、契約内容は売買、対価は 10 ㎡あたり〇円、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 27 番 関崎字荒古、他の田、計 5 筆、5,016 ㎡、契約内容は交換、位置図は議案資料の同じく 3 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 28 番 又新字箴割の田、計 6 筆、5,097 ㎡、契約内容は受付番号 27 番との交換、位置図は議案資料の同じく 3 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>なお、関係委員の案件として、受付番号 25 番に藤田委員、受付番号 27 番、28 番に和田委員の 2 名の案件があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
職務代理	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 25 番、27 番、28 番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、関係委員の案件である 3 件を除く「農地法第 3 条の規定による許可申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
職務代理	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
職務代理	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、受付番号 25 番、27 番、28 番を除いて、委員長報告のとおり「許可」とする事で、</p>

職務代理	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
職務代理	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
職務代理	<p>それでは関係委員である、議席番号 8 番 藤田浩介委員、25 番 和田正春委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 1 時 47 分)</p>
職務代理	<p>それでは、関係委員の案件である受付番号 25 番、27 番、28 番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、受付番号 25 番、27 番、28 番について、異議がなかった事を報告致します。</p>
職務代理	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
職務代理	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
職務代理	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
職務代理	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 1 時 49 分)</p>
職務代理	<p>退席された委員の皆さんに報告します。関係委員の案件につきましては、「許可」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。ここで議事の進行を議長にお返し致します。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 58 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 58 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 26 番 吉田字六反の宅地、計 7 筆、724.43 m<sup>2</sup>、当初計画では、隣接する物販等の施設の附属駐車場 18 台として転用する予定でしたが、物販等施設の配置計画の変更に伴い、承継者が事務所、物販等施設として転用するも</p>

事務局	<p>のです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 59 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 59 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 12 番 井土巻五丁目の田、計 2 筆、935 m<sup>2</sup>、転用目的は、共同住宅及び駐車場 14 台。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>生計の安定を計るため、共同住宅の建築をおこなうものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号87番 吉田春日町の畑、1筆、189㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>自宅が老朽化し建て替えが必要ですが、自宅敷地は借地であるため、申請人の父が所有している土地に建て替えを行うものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号88番 水道町三丁目の田、1筆、286㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年8月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>現在親族の家に同居していますが、家族が増え手狭となったため自宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 89 番 小関字大通の田、計 2 筆、1,978 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫及び駐車場 10 台、契約内容は売買、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は申請会社の関連会社の隣接地となっており、利便性向上のため利用するものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 61 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 61 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 16 番 館野字西の田、1 筆、75 m<sup>2</sup>、移転時期は令和 5 年 2 月 21 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 5 年 2 月 28 日。位置図は議案資料 14 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p>

事務局	きます。
事務局	<p>受付番号 46 番 西楨字川前の田、計 8 筆、549 m<sup>2</sup>、5 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>以後は再設定となりますので、お読み取りください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、利用権の新規設定 1 件、再設定 4 件異議がなかった事を報告します。
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 61 号の案件につきましては、<u>2 月 6 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 3 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月30日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 山田夏子

---

議事録署名委員 江口 侑

---